

中予地域自殺未遂者相談支援事業実施要領

1. 事業の目的

自殺未遂者が保健所等の相談支援窓口と関わりを持ち、その支援を受けることで再度の自殺企図や既遂を防ぐことを目的とする。

2. 対象者

自殺未遂（自損行為）にて、松山圏域二次救急医療機関等（以下、医療機関という）に搬送された者、並びに、警察及び消防が対応した者。

3. 事業内容

- (1) 医療機関、警察及び消防（以下、医療機関等という）は、「中予地域自殺対策リーフレット」を活用し、対象者の居住地を担当する保健所への相談を勧める。なお、居住地が松山市以外の対象者は中予保健所、松山市の対象者は松山市保健所（以下、担当保健所という）が担当となる。
- (2) 対象者が担当保健所への相談支援を希望し、かつ個人情報を担当保健所へ提供することに同意した場合、医療機関等は別紙1または2に基づいて本人及び家族等から聞き取りを行う等、その内容を電話やメール、FAXにより担当保健所へ連絡する。ただし、担当保健所の受付時間は土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く、平日の8時30分～17時15分とする。
- (3) 連絡を受けた担当保健所は、可能な限り、対象者が医療機関入院中に相談支援を行う。すでに退院している場合や医療機関を受診していない場合は家庭訪問等にて速やかに相談支援を行う。その後、必要に応じて適切な相談支援窓口へつなぐ。
- (4) 担当保健所は、家庭訪問等による相談支援を行った後は、別紙3により当該医療機関等へ支援状況を連絡する。
- (5) 対象者から個人情報提供の同意が得られない場合等は、医療機関等は対象者に「中予地域自殺対策リーフレット」を渡し、相談支援を受けられることを説明する。また、家族等に相談支援の希望がある場合は、本人の同意がなくても、家族等が実施要領に準じて支援を受けられることを合わせて伝える。

4. 事業実施担当

- (1) 相談支援は、対象者の居住地に応じて担当保健所及び市町が実施する。

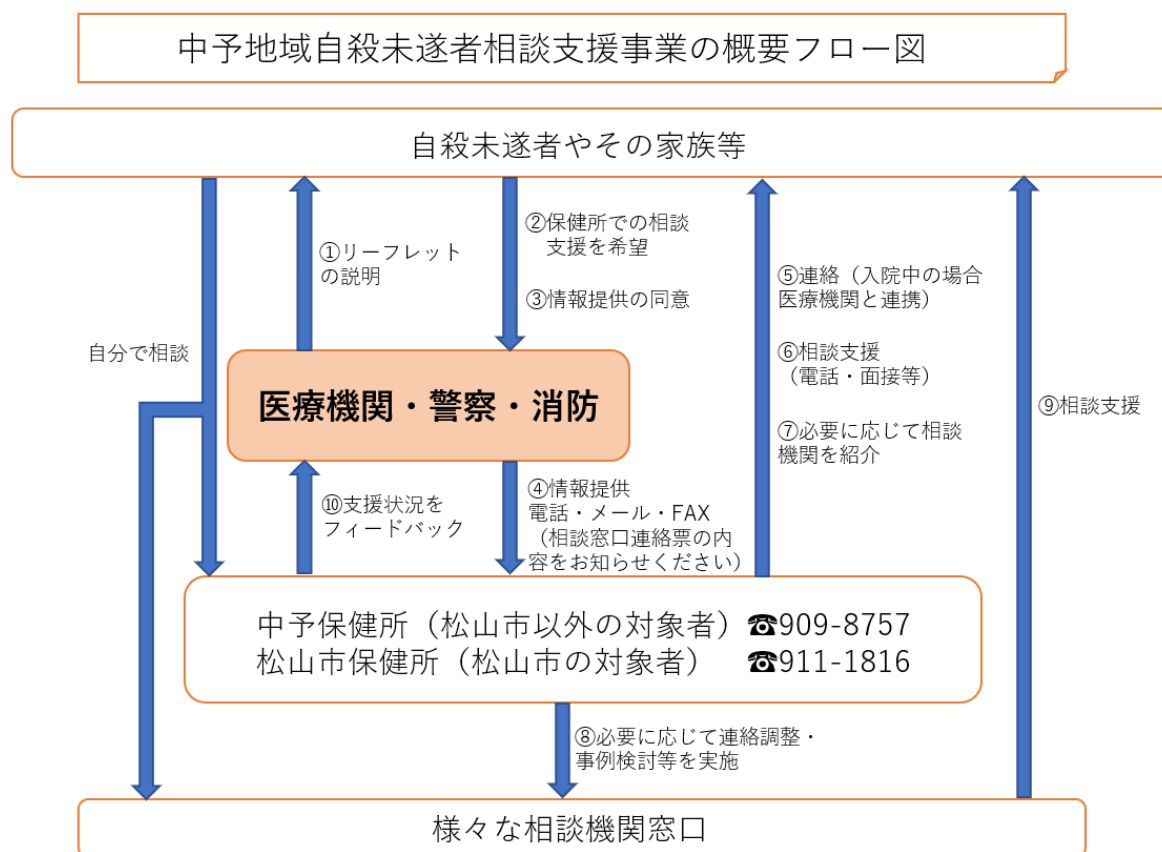
①居住地が松山市以外の対象者 : 愛媛県中予保健所健康増進課精神保健係
電話 089-909-8757（内線 260）

伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

②居住地が松山市の対象者 : 松山市保健所保健予防課精神保健担当
電話 089-911-1816

- (2) 事業に関する問い合わせは、中予保健所が対応する。

5. 事業概要図



6. 医療機関等一覧

	名称		名称		名称
1	梶浦病院	10	奥島病院	18	松山東警察署
2	愛媛生協病院	11	渡辺病院	19	松山西警察署
3	松山市民病院	12	南松山病院	20	松山南警察署
4	済生会松山病院	13	松山城東病院	21	伊予警察署
5	松山さくら病院	14	愛媛県立中央病院	22	久万高原町警察署
6	愛媛医療センター	15	愛媛大学医学部附属病院	23	松山市消防局
7	平成脳神経外科病院	16	松山まどんな病院	24	東温市消防本部
8	野本記念病院	17	久万高原町立病院	25	久万高原町消防本部
9	松山赤十字病院			26	伊予消防等事務組合消防本部

7. その他

管外の医療機関等からの連絡も実施要領に準じて実施することとする。

附 則（施行日）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 1 日）

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。